杉並区議会議長

大和田 伸 様

議会改革特別委員会 委員長 今井 ひろし

議会改革特別委員会活動経過報告書

議会改革特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

記

1 令和3年3月2日

(1) 所管事項調查

ア 議会基本条例について

令和2年12月3日、12月25日に開催した「議会基本条例に関する部会」において、前文の作成と、第25条から27条、29条の条文及び解説文の修正内容について、委員長から報告を行った。

報告を受けた後、以下のとおり記載することを決定した。

- 前文について
 - 二元代表制、杉並らしさ、多様性等について記載することとし、作成。
- ・第 25 条 (議員定数)

解説について、「議員定数は、区政の現状、社会情勢、区民の意見などを総合的に 判断する」としていた文言を、条文に併せて削除。また、議員定数の変遷を新たに 掲載。

・第 26 条 (議員報酬)

条文について、1項建てで記載していたものを2項建てに修正。また、「議員報酬は、区政の現状、社会情勢等の変化を考慮する」としていた文言を削除し、「学識経験を有する者」の記載を「杉並区特別職報酬等審議会」に修正。

解説について、議員報酬月額・費用弁償・期末手当についての文言を整理し、わかりやすくするよう継続検討。

·第27条(政務活動費)

条文について、「議員定数」、「議員報酬」の条と比較すると、文章量があるため、 4項建てで記載していたものを3項建てに修正。

解説について、杉並区特別職報酬等審議会の記載を追加し、その他軽微な文言修 正。

・第29条(議会の施設)

条文について、「設置します。」という文言から「活用するものとします。」という 表記に修正。

解説について、「設置」と記載していたものを「活用」という表現に修正する等、 軽微な文言修正。